

## 大総公告第3号

### 自動販売機設置場所一時貸付公告

利用者の利便に資することを目的として、条件付き一般競争入札により町有施設内の一部を自動販売機の設置場所として一時貸し付けを行う。大野町へ支払う販売手数料として、予定販売手数料（非公開）以上で最も高い金額を提示した者を自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）として、決定する。

令和2年7月3日

大野町長 宇佐美 晃三

#### 1 入札物件名

大総自販機第1号 大野町中央公民館

#### 2 貸付場所等

施設名	場所	貸付面積	設置台数
中央公民館	大野町大字黒野913番地1	1.98㎡ 幅2.2m×奥行0.9m	1台

(1) 電源環境：単相100V、合計1500Wまで。

(2) 設置台数：1台

※自動販売機の搬入、電源、商品補充、メンテナンス等に支障がないか入札日の前日までに貸付場所の現地確認を行うこと。

#### 3 施設規模等 募集日現在

土地面積	年間来場者数	売上本数及び金額（平成30年度）	
2,336.44㎡	10,205人	4,242本	553,741円

#### 各公民館の共通事項

(1) 職員数：常勤1名

(2) 勤務時間：定時、8時30分から17時15分まで。

(3) 休日：月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

#### 4 貸付期間

2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間。（設置準備、撤去期間を含む。）なお、大野町と落札者の協議の上、契約期間を延長するこ

とができる。

## 5 入札参加資格

募集日現在において引き続き3年以上、自ら管理・運営する実績を有し、かつ、次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 登録する営業所等の所在地における市町村民税及び消費税の滞納がある者
- (2) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者）
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者
- (4) 大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に暴力団員等である者
- (5) 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けていない者

## 6 自動販売機の規格等

- (1) ノンフロン対応機であること。
- (2) 転倒防止措置ができること。

## 7 自動販売機の設置及び管理運営条件

設置期間前及び設置期間中は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (2) フルオペレーション方式とし、設置事業者において商品の在庫管理、補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充、空き容器の回収、自動販売機の内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (3) 設置事業者において空き容器回収ボックスを設置すること。また、ボックスから空き容器が溢れないよう回収頻度を考慮すること。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止措置をすること。
- (5) 設置事業者において自動販売機の保守点検を随時行い維持に努めるほか、故障、問い合わせ及び苦情等については自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において即時対応すること。
- (6) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図ると

ともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

## 8 販売条件

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒーなどの缶、びん又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- (2) 販売品目は、全体品目の中でお茶類、コーヒー類をそれぞれ10%以上となるように設定すること。

## 9 販売手数料

- (1) 設置事業者は、入札で提示した販売手数料を大野町が発行する納入通知書により5月末までに全納すること。
- (2) 販売手数料を振り込む際の手数料は、設置事業者の負担とする。
- (3) 設置事業者は、大野町が販売実績の提供を求めた場合は応じること。

## 10 電気設備及び電気料

- (1) 自動販売機の電源は、施設に既設の電源コンセント（単相100V合計1500Wまで）から受電するものとし、設置事業者は電源コンセントと自動販売機との間に電気子メーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
- (2) 電気子メーターの設置場所については、自動販売機の上部に設置をすること。
- (3) 電気子メーターの設置及び自動販売機にかかる電気料は設置事業者の負担とし、電気料はメーター数値による使用量に1KWhにつき15円（税込み）を乗じた金額とする。
- (4) 設置事業者は4月から3月までの電気メーター数値を大野町へ書面等により報告して確認を受け、大野町が発行する納入する通知書により指定日までに電気料を納入すること。
- (5) 電気料を振り込む際の手数料は設置事業者の負担とする。

## 11 費用負担

自動販売機及び付帯設備の設置及び撤去、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

## 12 貸付場所の返還

- (1) 設置事業者は、設置期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに

原状回復しなければならない。また、設置事業者は、原状回復に際し、一切の補償を大野町に請求することができないものとする。

- (2) 設置事業者は、設置許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機及び付帯設備を撤去する場合は、撤去しようとする日の3か月前までに大野町に書面により通知しなければならない。

### 13 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機設置に伴う事故が発生した場合は、大野町の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責を負う。

### 14 商品等の盗難及び破損

- (1) 大野町の責に帰することが明らかな場合を除き、大野町はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品、自動販売機及び付帯設備が汚損又は毀損した場合は、設置事業者の負担により速やかに復旧しなければならない。

### 15 入札参加申込

- (1) 申込期間 令和2年7月3日（金）から令和2年8月7日（金）の午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 申込場所 大野町役場 2階 総務課
- (3) 申込方法 郵送又は持参によるものとし、電話、ファックス、電子メールによる受付は行わない。
- (4) 必要な書類（各1部）
  - ア 入札参加申込書
  - イ 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの。）
  - ウ 「5 入札参加資格」に係る自動販売機設置実績（許可書、契約書等）の写し
  - エ 印鑑登録証明書の写し（法人の場合、代表者印鑑証明書）
  - オ 法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書の写し、個人の場合は、市区町村長が発行する身分（元）証明書の写し
  - カ 納税証明書の写し
    - (ア) 国税に係る納税証明書  
法人の場合は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額のない証明書  
個人の場合は、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」につい

て未納額のない証明書

(イ) 市町村民税完納証明書等

事業者（事業締結等の権限を営業所等に委任する場合は、営業所等）の所在地における市町村民税の完納証明書

キ 委任状（任意様式） 法人において支社、営業所等で参加する場合  
※大野町入札参加資格者名簿への登録をしている事業者については、エからキまでの提出書類を省くことができる。

## 16 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和2年7月3日（金）から令和2年8月7日（金）の午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 提出方法

質問書を郵送又はファックスでの送付とする。

(3) 質問への回答

8月11日以降に質問内容及び回答を参加申込をした全事業者に対しファックスで回答する。

## 17 入札日時及び開札

(1) 入札日時 令和2年8月21日（金） 10：30

(2) 入札場所 大野町役場 2階 大会議室

(3) 提出書類

ア 入札参加受付書

イ 入札書（封入封緘して提出）

ウ 委任状（※入札参加申込者が入札当日出席できない場合に必要）

(4) 入札保証金及び契約保証金 免除とする。

## 18 その他

(1) 契約の締結及び履行に要する費用は、すべて設置事業者の負担とする。

(2) 設置事業者に決定した事業者は、速やかに設置までのスケジュールを提出すること。

(3) 入札の結果にかかわらず、提出された申請書類等は一切返還しない。

## 19 問い合わせ先

大野町役場 総務部総務課 行政・管財係

〒501-0592

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

電話：058534-1111（代表）内線223・227

FAX：0585-34-2110